

議案第 103 号

三次市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市税条例の一部を改正する条例（案）

三次市税条例（平成 16 年三次市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。
。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 142 条を次のように改める。

（入湯税の課税免除）

第 142 条 次に掲げる者に対しては，入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 市における国際交流団体が行う姉妹都市，友好都市又は交流都市との国際交流事業の参加者，引率者及び付添人

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。ただし、第142条の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市税条例第142条の規定は、前項ただし書に規定する施行日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、当該施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。